

(仮称) 干潟地域小学校 学校再編代表者会議委員名簿

敬称略

保護者代表 (条例第 5 条第 2 項第 1 号)	金 親 大	かねおや まさる	中和小学校 PTA 会長 中和小学校地域検討会議 会長
	木 内 貴 之	きうち たかゆき	中和小学校 PTA 副会長
	越 川 聡 子	こしかわ さとこ	中和小学校 PTA 委員
	飛 田 雄 司	ひだ ゆうじ	萬歳小学校 PTA 会長 萬歳小学校地域検討会議 会長
	石 井 幸 恵	いしい さちえ	萬歳小学校 PTA 委員
	細 谷 素 子	ほそや もとこ	萬歳小学校 PTA 委員
	林 禎 和	はやし さだかず	古城小学校 PTA 会長 古城小学校地域検討会議 会長
	實 川 博 之	じつかわ ひろゆき	古城小学校 PTA 副会長
	大 木 いずみ	おおき いずみ	古城小学校 PTA 委員
地域住民代表 (条例第 5 条第 2 項第 2 号)	菅 谷 文 行	すがや ふみゆき	中 2 区 区 長
	椎 名 清 治	しいな せいじ	萬歳 3 区 区 長
	米 本 一 章	よねもと かずあき	西 2・9 区 区 長
学校教育関係者 (条例第 5 条第 2 項第 3 号)	朝 倉 真由美	あさくら まゆみ	中和小学校 校 長
	坂 中 正 人	さかなか まさと	萬歳小学校 校 長
	梅 津 清 治	うめつ せいじ	古城小学校 校 長
福祉関係者 ・青少年育成関係者 (条例第 5 条第 2 項第 4 号/5号)	小久保 和 宏	こくぼ かずひろ	青少年相談員(中和小学校区)
	大 湊 一 文	おおみなと かずふみ	民生委員(萬歳小学校学区)
	秋 葉 教 子	あきば のりこ	青少年相談員(古城小学校区)
その他教育委員会 が必要と認める者 (条例第 5 条第 2 項第 6 号)	高 木 奈保子	たかぎ なおこ	干潟町中央保育園保護者会幹事
	玉 井 正 博	たまい まさひろ	中和小学校学校評議員
	石 井 真 也	いしい しんや	まんざい保育所後援会副会長
	花 香 真 菜	はなか まな	まんざい保育所後援会
	小 角 早 苗	こかど さなえ	古城保育所保護者
	金 杉 光 信	かなすぎ みつのぶ	古城小学校学校運営協議会委員

(仮称) 干潟地域小学校 学校再編代表者会議委員名簿 (学校別)

敬称略

委員役職		中和小		萬歳小		古城小	
保護者代表 【第1号】	PTA (各3名)計9名	1	金親 大 PTA会長	1	飛田 雄司 PTA会長	1	林 禎和 PTA会長
		2	木内 貴之 PTA副会長	2	石井 幸恵	2	實川 博之 PTA副会長
		3	越川 聡子	3	細谷 素子	3	大木 いずみ
地域住民代表 【第2号】	区長 (各1名)計3名	1	菅谷 文行 中2区	1	椎名 清治 萬歳3区	1	米本 一章 西2・9区
学校教育関係者 【第3号】	校長 (各1名)計3名	1	朝倉 真由美	1	坂中 正人	1	梅津 清治
福祉関係者 青少年育成関係者 【第4・5号】	民生委員 主任児童委員 青少年相談員 (各1名)計3名	1	小久保 和宏 青少年相談員	1	大湊 一文 民生委員(溝原区)	1	秋葉 教子 青少年相談員
その他教育委員会 が必要と認める者 【第6号】	未就学児保護者 学校評議員 学校運営協議会委員 (各2名程度)計6名	1	高木 奈保子 干潟町中央保育園	1	石井 真也 まんざい保育所	1	小角 早苗 古城保育所
		2	玉井 正博 学校評議員	2	花香 真菜 まんざい保育所	2	金杉 光信 学校運営協議会委員

令和6年1月22日時点

代表者会議の設置・進め方について

1. 代表者会議とは（旭市学校再編代表者会議条例）

①旭市教育委員会の諮問^{※1}に応じ、次の事項について、調査審議して答申^{※2}する会議です。（条例第4条）

【所掌事務】

- (1)学校再編の可否 (2)統合校の位置
(3)統合校の開校時期 (4)統合校の名称 (5)その他

②答申（意思決定）をするときは、採決にて行います。（条例第7条第3項）

(1)と(2)は出席委員の3分の2以上の賛成、(3)～(5)は出席委員の過半数で決します。

③代表者会議の答申を踏まえて、旭市教育委員会が内容を決定し、旭市議会へ必要な条例改正^{※3}などの議案を提出して、議決を得て最終決定となります。

④委員の人数は原則25人以内とし（条例第5条）、会議の回数はおおむね5回を予定しています。

⑤代表者会議に会長、副会長を置き、会議は会長が招集し、その議長となります。（条例第6条、7条）

⑥会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができません。（条例第7条第2項）

2. 委員の身分について

代表者会議は条例により定められた市の附属機関となるので、委員は地方公務員法第3条^{※4}に定める地方公務員（非常勤特別職）となります。よって、委員の氏名、会議の内容等は原則公開となります。

3. 委員の任期について（旭市学校再編代表者会議条例 第5条第3項）

委員の任期は、委嘱の日から答申が完了する日までとなります。年度が変わり、役職がなくなった場合でも、委嘱書は個人に対して交付しているため、役職に関わらず委員として継続します。

ただし、どうしても継続することが困難な場合には、後任の者と交代することも可能とします。その場合は新しい委員に委嘱書の交付を行います。

※1 諮問

定められた事項について意見を求めること。

※2 答申

諮問に対して審議、意思決定して回答をすること。

※3 変更が必要な条例等（一例）

- ・旭市小学校設置条例
- ・旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則
- ・旭市放課後児童健全育成事業運営要綱

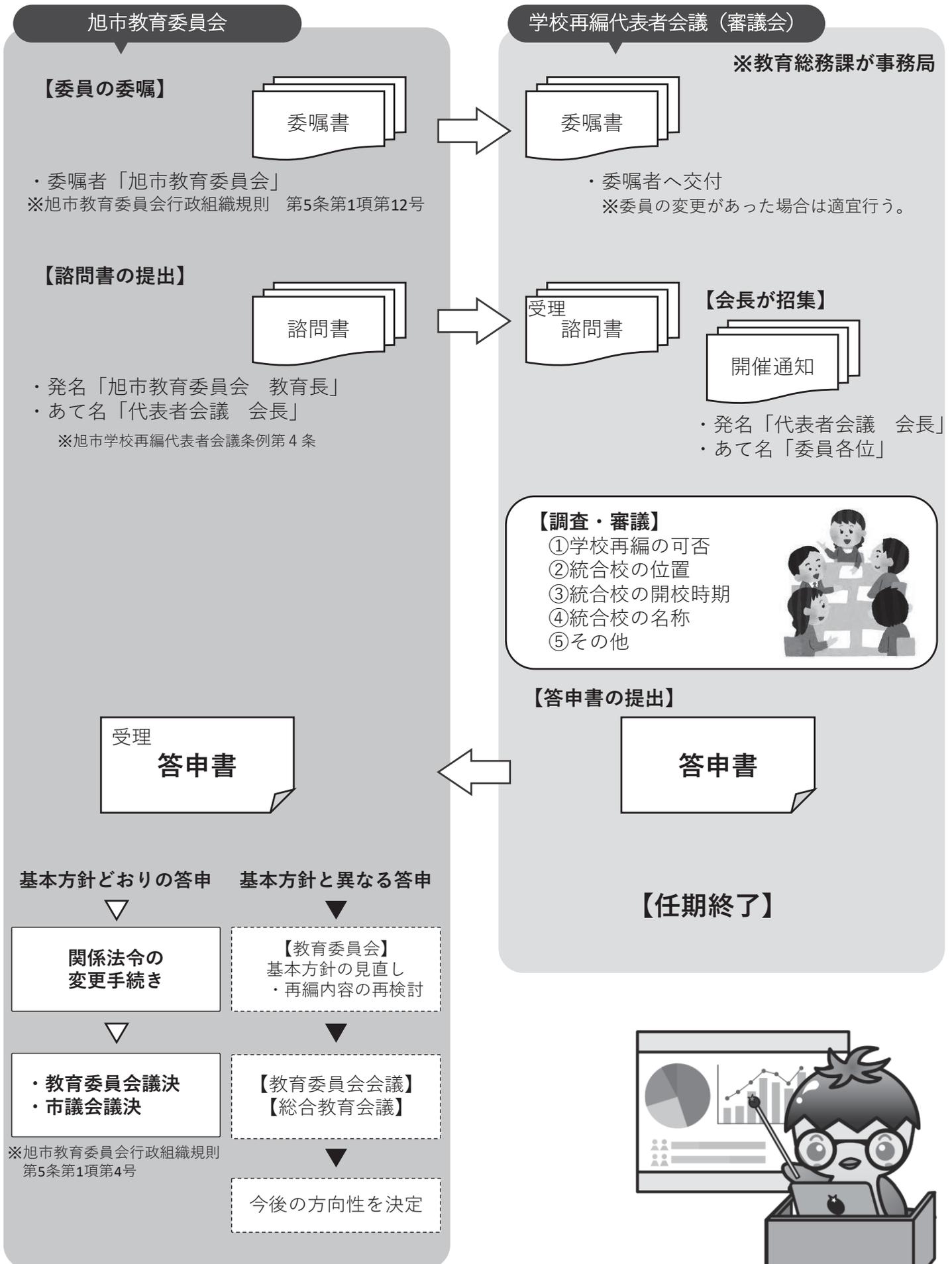
※4 地方公務員法（第3条）

第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

- 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

旭市学校再編代表者会議の事務フロー



旭市学校再編代表者会議条例をここに公布する。

令和5年12月18日

旭市長 米本 弥一郎

旭市条例第19号

旭市学校再編代表者会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育環境の公平性と充実を図ることを目的に、市立の小学校及び中学校の再編を市民協働で進めるため市が設置する旭市学校再編代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 旭市立小学校設置条例（平成17年旭市条例第131号）及び旭市立中学校設置条例（平成17年旭市条例第132号）に基づき設置された小学校及び中学校をいう。
- (2) 学校再編 特定の市立学校同士を統合し、又は廃止して、編成し直すことをいう。
- (3) 統合校 学校再編により市が新たに設置しようとする学校をいう。
- (4) 再編対象校 学校再編の対象となる市立学校をいう。
- (5) 通学区域 旭市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（平成17年旭市教育委員会規則第6号）第2条に規定する通学区域をいう。

(設置)

第3条 市は、学校再編を実施しようとする都度、旭市学校再編代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第4条 代表者会議は、旭市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 学校再編の可否に関すること。
- (2) 統合校の位置に関すること。
- (3) 統合校の開校時期に関すること。
- (4) 統合校の名称に関すること。
- (5) その他学校再編に関すること。

(組織等)

第5条 代表者会議は、委員25人以内をもって組織する。ただし、再編対象校の通学区域の状況を考慮し、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 再編対象校の児童又は生徒の保護者の代表
- (2) 再編対象校の通学区域の地域住民の代表
- (3) 再編対象校の学校教育関係者
- (4) 再編対象校の通学区域の福祉関係者
- (5) 再編対象校の通学区域の青少年育成関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による答申が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 代表者会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第4条第1号及び第2号に掲げる事項に係る議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 代表者会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、代表者会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 代表者会議の設置後最初の会議は、第7条第1項の規定に関わらず、教育委員会教育長が招集するものとする。

(旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年旭市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中教育支援委員会調査員の項の次に次のように加える。

学校再編代表者会議委員	日額	6,000円
-------------	----	--------

○旭市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成17年7月1日

告示第4号

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定め、審議会等の会議のより公正な運営及び透明性の向上を図ることにより、もって開かれた市政の実現に資することを目的とする。

(審議会等)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、実施機関（旭市情報公開条例（平成17年旭市条例第14号。以下「条例」という。）第2条第1号に掲げる機関をいう。）に設置された審議会、協議会等をいう。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 会議において、条例第12条各号に掲げる不開示情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められるときで、審議会等が会議を公開しないことを決定した場合

(会議開催の事前公表)

第4条 審議会等は、公開する会議を開催する場合は、会議開催予定日の1週間前までに次の各号に掲げる事項について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

(会議の公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開の方法は、会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選等他の方法により傍聴人を決定することができる。

3 審議会等は、会議を公開する際、旭市傍聴要領（別記様式）を傍聴人に配付すること等により、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場内の秩序維持に努めるものとする。

(会議資料の提供)

第6条 審議会等は、会議を公開する場合、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配付するよう努めなければならない。

(会議結果等の公開)

第7条 公開した審議会等の会議結果は、条例に基づき原則公開とし、会議終了後、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行

干潟地域小学校地域検討会議 統合に向けての要望事項一覧

No.	要望事項	中和	萬歳	古城
1	統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。【①合意形成】	○	○	○
2	新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。【①合意形成】	○	○	○
3	児童の送迎やイベント等で使いやすいように駐車場の整備をしてほしい。 【②通学支援】		○	
4	古城小地区でも通学距離や集団登校が難しい地域などを考慮してスクールバスを導入してほしい。【②通学支援】			○
5	スクールバスの停留所は子どもが無理なく歩いて行ける距離で安全に乗降できる場所に設置してほしい。【②通学支援】	○	○	
6	停留所までの道路についても安全対策を講じてほしい。【②通学支援】		○	
7	スクールバスの導入の際は、安全な運行ができるような業者選定をしてほしい。 【②通学支援】			○
8	児童の引き渡し等がスムーズに行えるように入出口や通路を整備してほしい。 【②通学支援】【③施設の充実】	○		○
9	古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保してほしい。【③施設の充実】	○	○	○
10	より魅力ある給食が提供できるように統合小学校または新しい中学校を整備する際に給食調理場を併設してほしい。【③施設の充実】		○	
11	学校の整備については、停電や土砂災害などを考慮した対策を講じてほしい。 【③施設の充実】	○		
12	バスロータリー等の整備は歩行者との動線を分けるなど、安全の確保を踏まえた整備をしてほしい。【③施設の充実】		○	
13	バスロータリーに長熊公園の有効活用を検討してほしい。【③施設の充実】			○
14	防犯カメラや避難マニュアルなど必要な防犯対策を講じてほしい。 【③施設の充実】	○		
15	プールやビオトープは、児童にとっても大切な活動のひとつなので、今後も継続できるように検討してほしい。また、各学校にある記念樹などの移植や、利用しやすい学校施設の配置を検討してほしい。【③施設の充実】			○
16	近年の猛暑を考慮して体育館などにもエアコン設置してほしい。【③施設の充実】			○
17	統合前（後）の交流や個々に応じた心のケアなどの必要な活動を実施してほしい。【④サポート】	○	○	○
18	先生の配置について、統合校でも子どもたちが知っている先生が残るように配慮してほしい。【④サポート】		○	
19	小学校の跡地活用は、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を検討してほしい。【⑤跡地利用】	○	○	○

旭市立中和小学校学校再編地域検討会議 検討結果

(仮称)干潟地域小学校の統合について旭市立中和小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

「中和小、萬歳小、古城小を1校に統合し、統合校の位置は古城小を活用」
とする基本方針に「賛成」とする。

【検討の経緯と理由】

中和小学校は、明治10年の創立以来、時代の変遷の影響を受けつつも地域と共に歩んできた歴史と伝統がある。また、中和地区のシンボルでもあり「地域と共に歩む幽学の里の小学校」をキャッチフレーズとして、地域に根付き親しまれた学校が閉校することは非常に惜しまれる。

一方で、昭和の時代には400名以上いた児童数は令和5年度に90名となり、さらに減少していくことが見込まれ、複式学級が発生することが現実的となってきている。

会議の中では、もっと広域的な統合や小中一貫校、少人数教育の有効性などの意見もあるほか、統合する学校を干潟地域に残したいといった様々な意見があった。

多くの意見を出し合った結果、多数の委員が複式学級は避けたいとの意見であり、多くの人と触れ合い、考え方の幅や社会性が身に付けられるような統合を望んでいることから、子どもたちのことを最優先に考え、統合は「賛成」または「やむを得ない」という意見が多数であったため、基本方針に「賛成」となった。

なお、統合にあたっては早期に実現するよう努めるとともに、安全で安心に生活できる学校環境の整備や保護者や児童の心配や不安が少しでも解消できるように進めるため、次のとおり要望があった。

【統合に向けての要望事項】

- ①統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。ただし、子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の交流や個々に応じた心のケアなどの必要な活動を実施していただきたい。
- ②古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保していただきたい。
- ③学校の整備については、停電や土砂災害などを考慮した対策を講じていただきたい。また、児童の引き渡し等がスムーズに行えるように入出口や通路を整備していただきたい。
- ④安全に学校生活を送れるよう、防犯カメラや避難マニュアルなど必要な防犯対策を講じていただきたい。
- ⑤スクールバスの停留所は子どもが無理なく歩いて行ける距離で安全に乗降できる場所に設置していただきたい。
- ⑥中和小学校の跡地活用は、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を地域とともに検討していただきたい。
- ⑦統合校は、干潟地域の子どもたちが、綺麗になった校舎でキラキラ目を輝かせながら学校へ通う姿を想像し、新しい学校として地域のみinnで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。

【会議の概要】

第1回 (R5.7.4)	(1) 会議の目的と運営方法について (2) 旭市学校再編基本方針の概要について (3) 干潟地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (4) 意見交換
第2回 (R5.8.28)	(1) 旭市学校再編基本方針の策定経緯 (2) 小中一貫教育・義務教育学校について (3) 事例紹介（香取市立山田小学校） (4) 事例紹介（学校の跡地活用） (5) 意見交換
第3回 (R5.10.2)	(1) 検討結果の報告書（案）について (2) 意見交換
第4回 (R5.11.6)	(1) 検討結果の報告書（案）について

令和5年11月6日
旭市教育委員会

旭市立萬歳小学校学校再編地域検討会議 検討結果

(仮称)干潟地域小学校の統合について旭市立萬歳小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

「中和小、萬歳小、古城小を1校に統合し、統合校の位置は古城小を活用」
とする基本方針に、「賛成」とする。

【検討の経緯と理由】

萬歳小学校は、明治7年の創立以来、時代の変遷の影響を受けつつも地域と共に歩んできた歴史と伝統がある。また、萬歳地区のシンボルでもあり「ひとりひとりが輝く 萬歳っ子」を学校教育目標として、地域に根付き親しまれた学校が閉校することは非常に惜しまれる。

一方で、昭和の時代には500名以上いた児童数は令和5年度に約80名となり、さらに減少していくことが見込まれ、複式学級が発生することが現実的となってきている。

会議の中では、早く統合してほしいといった意見のほか、もっと広域的な統合、萬歳地区から古城小学校までの距離に対する懸念や小中一貫校などの様々な意見があった。

多くの意見を出し合った結果、子どもたちや保護者の現状を踏まえ、今後、多くの人と触れ合い、考え方の幅や社会性が身に付けられるよう、子どもたちのことを最優先に考え、統合は「賛成」または「やむを得ない」という意見が多数であったため、基本方針に「賛成」となった。

なお、統合にあたっては早期に実現するよう努めるとともに、安全で安心に生活できる学校環境の整備や保護者や児童の心配や不安が少しでも解消できるように進めるため、次のとおり要望があった。

【統合に向けての要望事項】

- ①統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。ただし、子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の交流や統合前後を通して個々に応じた心のケアなどの必要な活動のほか、先生の配置について、統合校でも子どもたちが知っている先生が残るように配慮をしていただきたい。
- ②古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保していただきたい。
- ③より魅力ある給食が提供できるように統合小学校または新しい中学校を整備する際に給食調理場を併設することを検討していただきたい。
- ④スクールバスの停留所は子どもが無理なく歩いて行ける距離で安全に乗降できる場所に設置していただきたい。また、停留所までの道路についても安全対策を講じていただきたい。また、バスロータリー等の整備は歩行者との動線を分けるなど、安全の確保を踏まえた整備をしていただきたい。
- ⑤児童の送迎やイベント等で使いやすいように駐車場の整備を検討していただきたい。
- ⑥萬歳小学校の跡地活用は、新たな地域の拠点として地域の活性化につながるような活用方法を地域とともに検討していただきたい。
- ⑦統合校は、心豊かに育つ萬歳の子どもたちが元気に学校に通う姿を想像し、新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。

【会議の概要】

第1回 (R5.7.6)	(1) 会議の目的と運営方法について (2) 旭市学校再編基本方針の概要について (3) 干潟地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (4) 意見交換
第2回 (R5.8.29)	(1) 旭市学校再編基本方針の策定経緯 (2) 小中一貫教育・義務教育学校について (3) 事例紹介（香取市立山田小学校） (4) 事例紹介（学校の跡地活用） (5) 意見交換
第3回 (R5.10.4)	(1) 検討結果の報告書（案）について (2) 意見交換
第4回 (R5.11.7)	(1) 検討結果の報告書（案）について

令和5年11月7日
旭市教育委員会

旭市立古城小学校学校再編地域検討会議 検討結果

(仮称)干潟地域小学校の統合について旭市立古城小学校学校再編地域検討会議において検討した結果、下記のとおりとなった。

「中和小、萬歳小、古城小を1校に統合し、統合校の位置は古城小を活用」
とする基本方針に、「賛成」とする。

【検討の経緯と理由】

古城小学校は、明治9年の創立以来、時代の変遷の影響を受けつつも地域と共に歩んできた歴史と伝統がある。また、古城地区のシンボルでもあり「豊かな心を持ち、自ら学び、たくましく生きる子の育成」を学校教育目標として、地域に根付き親しまれた学校が閉校することは非常に惜しまれる。

一方で、昭和の時代には500名以上いた児童数は令和5年度に約100名となり、すべての学年で1学年1学級となっている。

会議の中では、統合は時代の流れで仕方がないが土砂災害や通学路の安全対策を求める意見や、統合場所は中央地区に新築してほしいなど、様々な意見があった。

それぞれの意見を出し合った結果、多数の委員が統合は「賛成」または「やむを得ない」との意見であった。また、保護者アンケートの結果を尊重すべきとの意見もあった。

よって、子どもたちのことを最優先に考えると、多くの人と触れ合い、考え方の幅や社会性が身に付けられる学校環境が必要と判断し、基本方針に「賛成」となった。

なお、統合にあたっては早期に実現するよう努めるとともに、安全で安心して生活できる学校環境の整備や保護者や児童の心配や不安が少しでも解消できるように進めるため、次のとおり要望があった。

【統合に向けての要望事項】

- ①統合に向けてスピード感をもって進めていただきたい。ただし、子どもたちの不安や悩みを少しでも取り除き、新しい学校生活がより良いものとなるよう、統合前の交流や個々に応じた心のケアなどの必要な活動を実施していただきたい。
- ②古城小学校の東側の法面について十分な対策を講じて、子どもたちの安全を確保していただきたい。
- ③古城小地区でも通学距離や集団登校が難しい地域などを考慮してスクールバスの導入を検討していただきたい。スクールバスの導入の際は、安全な運行ができるような業者選定のほか、バスロータリーや駐車場等の整備は出入りしやすい間口にするなど、歩行者との動線を分けるような安全の確保を踏まえた整備をしていただきたい。また、隣接する長熊公園のより有効な活用方法も検討していただきたい。
- ④プールやビオトープは、児童にとっても大切な活動のひとつなので、今後も継続できるように検討していただきたい。また、各学校にある記念樹などの移植や、利用しやすい学校施設の配置も検討していただきたい。
- ⑤近年の猛暑を考慮して体育館などにもエアコン設置を検討していただきたい。
- ⑥廃校となる中和小学校と萬歳小学校の跡地活用は、干潟地域の新たな拠点として地域の活性化につながるような活用方法を干潟地域全体で検討していただきたい。
- ⑦統合校は、新しい学校として地域のみんなで作り上げるような一体感を醸成していただきたい。

【会議の概要】

第1回 (R5.7.12)	(1) 会議の目的と運営方法について (2) 旭市学校再編基本方針の概要について (3) 干潟地域小学校の現状と保護者アンケート結果について (4) 意見交換
第2回 (R5.9.4)	(1) 旭市学校再編基本方針の策定経緯 (2) 小中一貫教育・義務教育学校について (3) 事例紹介（香取市立山田小学校） (4) 事例紹介（学校の跡地活用） (5) 意見交換
第3回 (R5.10.6)	(1) 検討結果の報告書（案）について (2) 意見交換
第4回 (R5.11.13)	(1) 検討結果の報告書（案）について

令和5年11月13日

旭市教育委員会